

第 I 章 計画の基本的な考え方

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年4月に1市6町による合併により誕生し、「石巻市男女共同参画推進条例」（平成17年石巻市条例第24号。以下「条例」という。）が施行されました。

条例は、すべての市民が性別に関わりなく、市民一人ひとりの個人としての生き方が尊重され、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に制定され、その規定に基づき、平成18年2月には「石巻市男女共同参画基本計画（第1次）」、平成23年2月には「石巻市男女共同参画基本計画（第2次）」を策定し、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、宮城県においても「宮城県男女共同参画推進条例」（平成13年宮城県条例第33号）に基づく「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」が平成29年3月に策定されます。

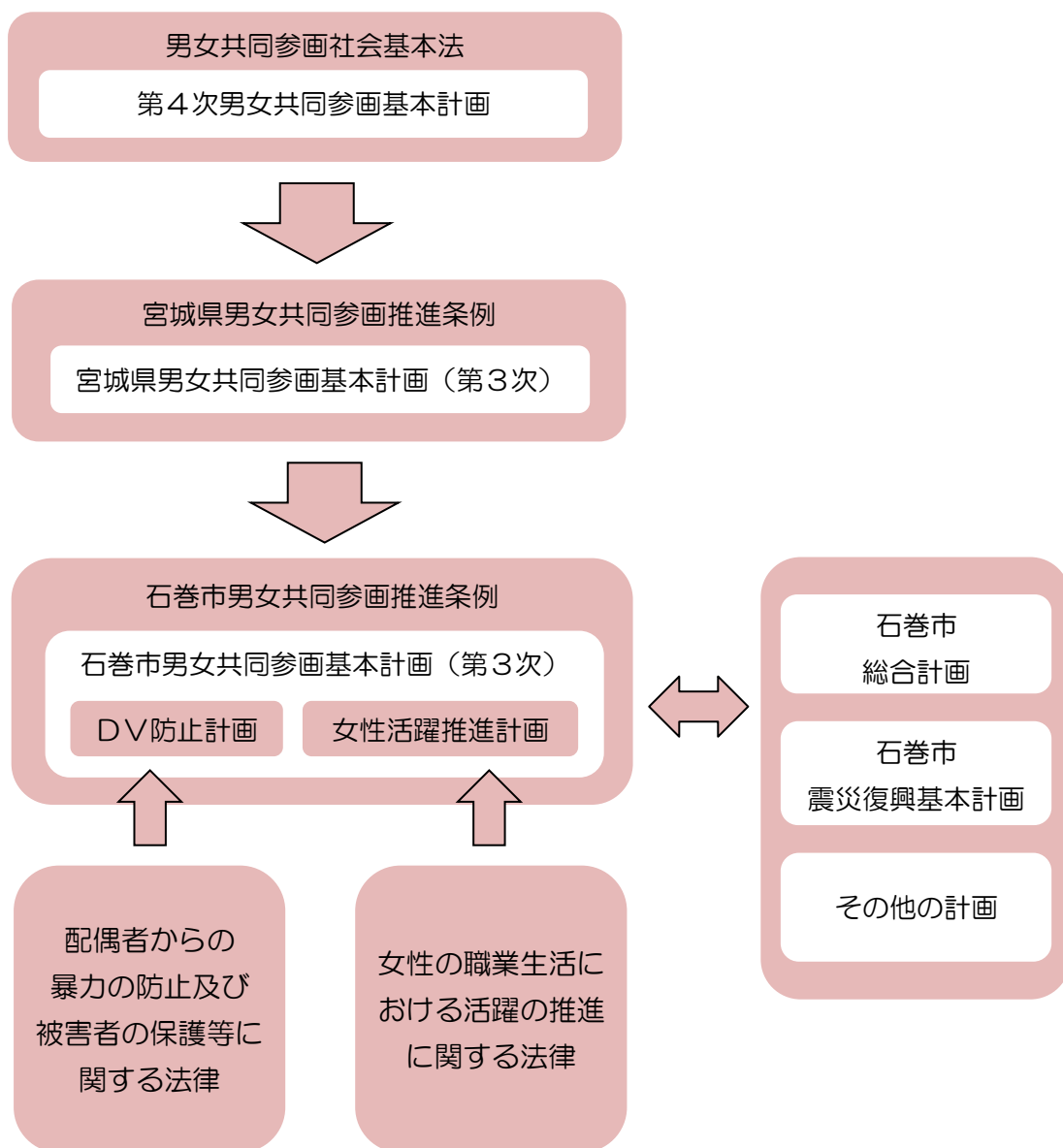
このように、男女共同参画の取組は少しずつ広まっていますが、固定的性別役割分担の意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が浸透しているとは言えず、さらには、人口減少や少子高齢化の進展、個人の多様な価値観等が相まって、様々な側面からの課題が存在している状況です。

また、平成23年3月には東日本大震災が発生し甚大な被害を受け、復興に向けた取組を進めていますが、さらに、東日本大震災を経験し、女性の視点での復興・防災における男女共同参画や多様な人材の参画を進めることが重要です。

このため、男性も女性もすべての個人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目指すため、男女共同参画の理念及び推進の必要性を広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進すべく「石巻市男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しました。

2 計画の性格

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び条例に基づく基本計画です。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」、本市の「石巻市総合計画」、「石巻市震災復興基本計画」、その他の関連計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画です。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく「DV防止計画」を包含し、本市における男女共同参画を推進するための施策の方向性を定めた計画です。



3 計画の期間

平成29年度（2017年度）から平成32年度（2020年度）までの4年間とします。
 なお、社会情勢や法制度の変更、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、適宜必要な内容の見直しを行います。

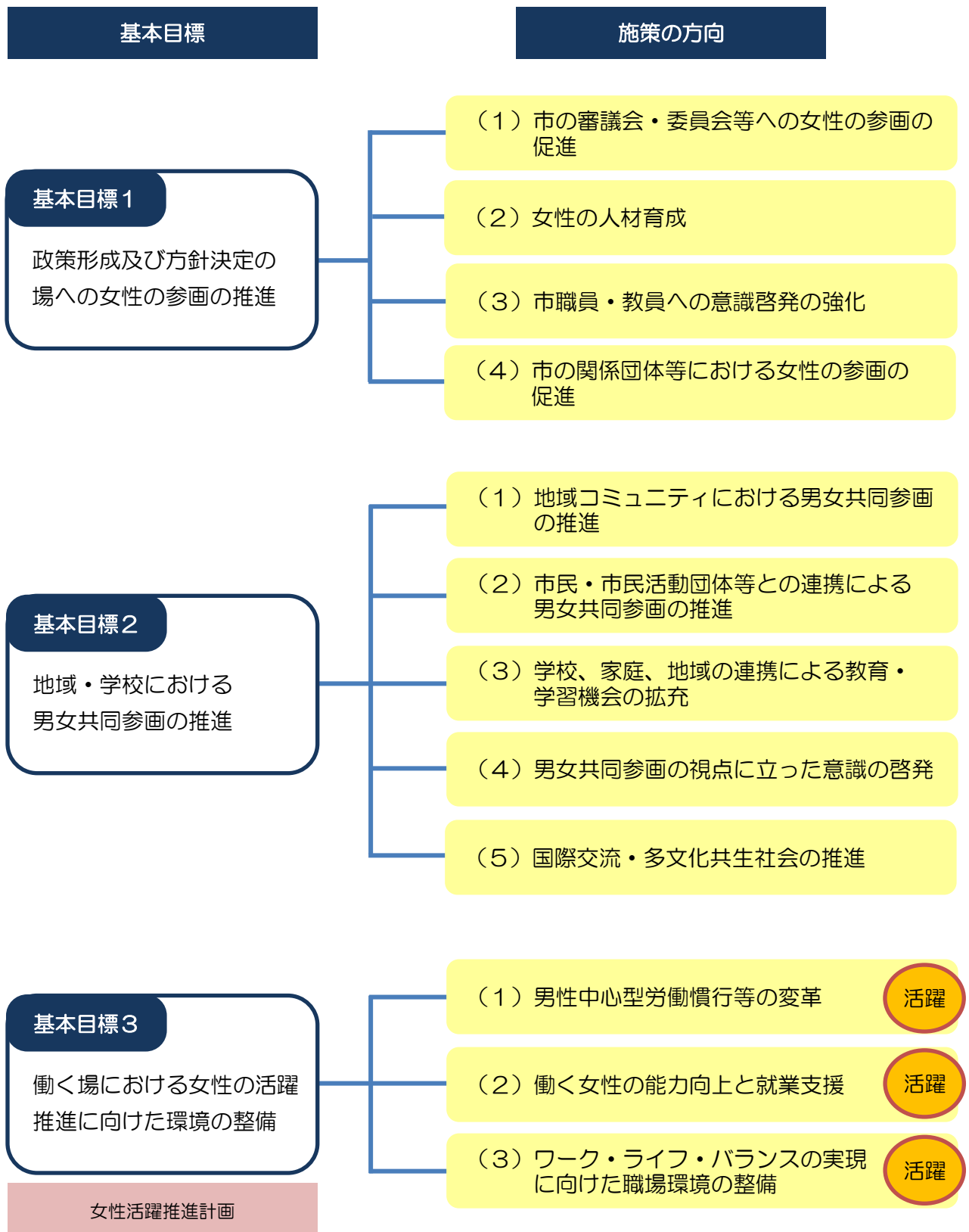
4 計画の基本理念

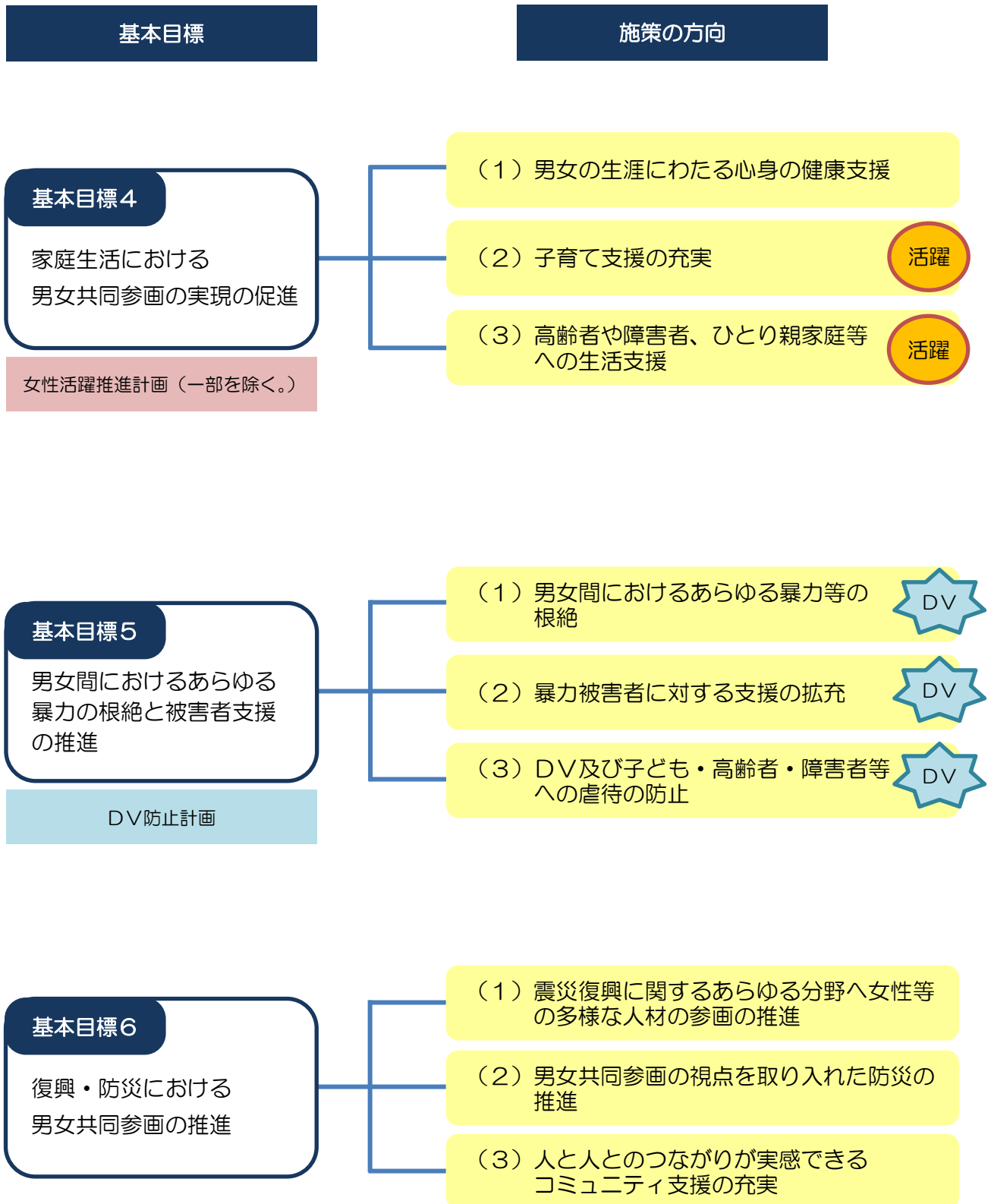
石巻市男女共同参画推進条例の基本理念の趣旨を基本とし、次の4つを基本理念とします。

基本理念

- 1 男女の人権尊重
- 2 性別による差別の禁止及び性別による役割分担意識の解消
- 3 男女のあらゆる意思決定の場への共同参画
- 4 家庭生活における活動とその他の活動との両立

5 計画の体系





・・・女性活躍推進計画



・・・DV防止計画